

就労継続支援B型(訓練等給付)

■就労継続支援B型サービス費 (I-2) 522単位/日

■加算について

加算	内容	単位
福祉専門職員配置 加算 (I) 加算 (II)	常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所。	10 単位/日 6 単位/日
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算。	30 単位/日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が、連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助等を行った場合に加算。(月に2回まで)	所要時間1時間未満 187 単位/日 所要時間1時間以上 280 単位/日
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、食事を提供した場合に加算する。	42 単位/日
欠席時対応加算	利用者が急病等による利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算。(月に4回まで)	94 単位/日
送迎加算	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に加算し、一定の要件でさらに14単位/回を加算。	片道につき27 単位 +14 単位/回
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、開始日から3ヶ月以内かつ15日以内に限り算定。	300 単位/日
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算 (I) が適用	1 月につき + 所定単位×21/1000
利用者負担上限額管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算	30 単位/日
重度者支援体制加算 I	前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が、利用者数の50%以上等の場合に加算。	56 単位/日
施設外就労加算	一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合に加算。	100 単位/日
目標工賃達成指導員配置加算	目標工賃達成指導員を配置することにより、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算。	81 単位/日
目標工賃達成加算	いずれも「工賃向上計画」を作成し、事業所の目標水準を設定し、 (I) 平均工賃が、地域の最低賃金の3分の1以上であること (II) 平均工賃が、各都道府県の事業種別平均工賃の100分の80に相当する額を超えていること	49 単位/日 22 単位/日

■その他

施設外支援	利用者個人につき、1年間180日を限度として、就労の定着や訓練を目的とした実習等を行った場合に、基本報酬を算定できる。	522 単位/日
-------	---	----------

■利用者負担上限月額について厚生大臣(国)が定める基準

階層区分	軽減対象者の資産要件	利用者負担上限月額
生活保護世帯	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(障害者世帯については所得割額16万円未満)	9,300円
	市町村民税課税世帯(障害児世帯については所得割額28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

*注 所得を判断する「世帯」の範囲について平成20年7月以降本人と配偶者の収入と改正